

泉大津市証明書コンビニ交付システム
構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

平成 30 年 4 月

泉大津市

泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、泉大津市（以下「市」という。）が行う泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託（以下「本業務」という。）について、受託候補者を選定するための企画提案競技（プロポーザル）の実施に関し、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 件名：泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託
- (2) 業務の目的：市民の利便性の更なる向上とマイナンバーカードの普及促進に資するため、証明書コンビニ交付システムを導入する。
- (3) 業務場所：泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所及びシステム構築事業者のデータセンター
- (4) 業務内容：泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 業務期間：契約締結日の翌日から開始し、平成31年5月1日までにサービス開始ができること。

3. 予算

(1) 見積限度額

初期導入費用は、機器（必要なミドルウェアを含む。）の導入に係る一切の費用、システム導入・構築に係る一切の費用を含む。経常経費は、クラウドサービス利用料、保守経費に係る一切の費用を含む。

初期導入費用の上限額を18,036千円、経常経費1年間分(平成31年5月から平成32年4月の12か月分)の合計の上限額を7,244千円とし、かつこれらの合計が24,852千円を超えないものとする。（地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、予算の規模を示すためのものである。

※運用に係るクラウドサービス利用料等（以下「クラウド利用料」という。）については、平成31年度5月から平成36年度4月までの費用を年度別に明示すること。

※運用に係るクラウドサービス利用料には、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への運営負担金およびコンビニ事業者への委託手数料は含まない。

※既存ネットワーク設定変更及び基幹系システム（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書に係る業務）および戸籍システム（戸籍および戸籍の附票）の改修については、本業務の対象外とするが、コンビニ交付システム

導入のために必要な内容とわかりうる範囲の経費については別途記すこと。

(2) 附帯条件

受託者は、クラウド利用料について、複数年契約（長期継続契約）が可能であること。翌年度以降における所要の当該金額に減額又は削除があった場合は、当該金額に係る契約を変更又は解除することができる。

4. 実施形式

(1) 事業者選定の種別

公募型プロポーザル方式

(2) 上記の方式とする理由

本業務の遂行に当たっては、証明書発行業務及びシステム開発等の専門的な知識、情報セキュリティ及び災害等に対する予防的対策と早急な保守対応による安定稼働のほか、本システムを利用した市民サービス向上についての検討など、高度な専門性を含む総合的なノウハウと豊富な経験に基づく業務遂行能力を有する者を選定する必要があるため。

5. 参加資格

公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本要領公表日現在において泉大津市入札参加資格者名簿の物品・役務提供に登録されている法人であること。
- (2) 本案件募集の日から契約締結日までの間、「泉大津市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止及び指名回避の措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4及び「泉大津市建設工事等入札参加資格審査要綱」第3条の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てがなされていない者
- (6) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (7) 本案件募集の日から契約締結日までの間、「泉大津市暴力団排除条例」に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム ISO27001（ISMS）の認証を取得していること。

- (9) 本業務を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財務能力を有しており、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。また、継続して保守業務を履行可能な見通しがあること。
- (10) 過去に受託した同種の業務において、受託者の責により契約を解除されたことがないこと。

6. プロポーザル実施日程

スケジュールは次のとおりとする。ただし、別に設置する泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の判断により適宜調整することがある。

番号	内 容	期 日 等
1	実施要領等の公表	平成 30 年 4 月 16 日（月）
2	プロポーザル参加申込書および質問書の提出期限	平成 30 年 4 月 24 日（火）17 時 15 分
3	質問回答日	平成 30 年 5 月 9 日（水）
4	企画提案書等提出期限	平成 30 年 5 月 23 日（水）17 時 15 分
5	一次審査（書類審査）結果通知	平成 30 年 5 月 29 日（火）
6	二次審査（プレゼンテーション）	平成 30 年 6 月 6 日（水）
7	審査結果通知（受託候補者決定）	平成 30 年 6 月 8 日（金）

7. 募集内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加の申込みをするものとする。

- (1) 提出部数：1 部
- (2) 提出期限：平成 30 年 4 月 24 日（火）17 時 15 分
- (3) 提出方法：次の書類を持参により提出すること。

ア 泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託事業者選定プロポーザル参加申込書（様式 1）

イ プライバシーマークの写し

ウ ISO 27001 (ISMS) の写し

エ 納税証明書（国税）

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明

（※提案書提出日を含む 3 ヶ月以内に発行されたもの。）

- (4) 提出場所

ア 提出先：泉大津市役所 1 階 総務部市民課

イ 所在地：大阪府泉大津市東雲町 9 番 1 2 号

8. 質疑及び回答

この実施要領、仕様書、企画提案書及び見積書等の作成又は提出その他本プロポーザルに関する質問の受付及びその回答については次のとおりとする。

(1) 質問書の提出

ア 提出書類：質問書（様式4）

イ 質問提出期限：平成30年4月24日（火）17時15分

ウ 質問提出方法：電子メールに限る。この場合において、電子メールを送信したときは、送信後に着信確認の電話連絡をすること。

エ 電子メールアドレス及び電話番号

質問を送信する電子メールアドレス及びその旨を連絡する電話番号は次のとおりとする。

(1) 電子メールアドレス：simin@city.izumiotsu.osaka.jp

(2) 電話番号：0725-33-1131（内2161）

(3) 連絡先：泉大津市総務部市民課

(2) 回答

受付けた質問に対する回答は、参加資格を認められた全ての提案者に対し、平成30年5月9日（水）に電子メールで回答する。なお、質問者名は明記しない。

9. 辞退届の受付

本プロポーザル参加申込書の提出後に辞退をしようとする者は、辞退届を提出するものとする。

ア 提出書類：辞退届（様式9）

イ 提出部数：1部

ウ 提出場所：泉大津市役所総務部市民課

エ 提出方法：持参もしくは郵送に限る。なお、辞退したことを理由として、今後、市が行う業務において不利な取扱いをされることはない。

10. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の通り企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出図書

ア 企画提案書（任意様式）

イ 委託実績届出書（様式2）

ウ 本構築業務にかかる受託実績がある場合、その契約を解除されたことがない旨の誓約書（様式3）

エ 審査資料（システム機能）（様式5）

オ 審査資料（データセンター機能）（様式6）

カ システム構築業務委託見積書（様式7）

キ クラウド利用料見積書（様式8）

（2）提出の方法および提出期限

ア 提出部数：正本（上記10の（1）のア～キすべて）1部（正本のみ押印すること。）

副本（上記10の（1）のうち、ウ誓約書（様式3）を除くもの）7部

※また、副本のア 企画提案書（任意様式）、イ 委託実績届出書（様式2）、エ 審査資料（システム機能）（様式5）、オ 審査資料（データセンター機能）（様式6）、カ システム構築業務委託見積書（様式7）、キ クラウド利用料見積書（様式8）の内容について、法人名や会社名、ロゴマーク等企画提案書作成者が明らかとなる表示は一切しないこと。なお、11の（6）「その他追加提案等について」の中で、他社の製品・サービスを活用する場合には、正本のみその法人名を表示し、副本には表示しないこと。

イ 提出期限：平成30年5月23日（水）17時15分

ウ 提出先：泉大津市役所1階 総務部市民課

エ 所在地：大阪府泉大津市東雲町9番12号

オ 提出方法：持参に限る。

（3）注意事項等

ア 提出された企画提案書、見積書その他の書類は返却しない。

イ 提出後の企画提案書、見積書その他の書類の変更及び差替えは認めない。ただし、市が追加資料の提出を求めたものについては、この限りではない。

ウ 市が企画提案書等について質問したときは、2営業日以内に回答すること。

エ 見積金額が業務規模を勘案し、著しく乖離している場合は、当該提案者に対し、プレゼンテーションにおいて業務実施方針等の妥当性を確認することがある。

オ 企画提案書等の作成及び提出に伴う諸経費は、事業者の負担とする。

1.1. 提案書作成の留意点

①企画提案書（任意様式）はA4版横書きとすること。ただし本提案のシステム稼働までのスケジュール表はA3版としても差し支えない。概ね50ページ程度とすること。

②企画提案書の作成は、（別紙）「泉大津市コンビニ交付システム構築業務委託評価基準」（以下、「評価基準」とする。）を参考に、下記表の順番で作成し、以下の点に留意し作成すること。

1	会社概要
	(1)会社概要
	(2)今回提案するサービスの導入実績

2	提案システムの機能
	(1)基本業務機能(データセンター含む)
	(2)冗長化の仕組み
	(3)セキュリティ対策
	(4)既存システムとの連携
	(5)運用管理システム機能
3	システム構築スケジュール
	(1)プロジェクト体制
	(2)スケジュール
	(3)プロジェクト管理
4	運用保守
	(1)セキュリティ管理
	(2)保守体制
	(3)障害対応
	(4)サポート体制
5	提案金額
	(1)システム構築業務の提案金額
	(2)クラウド利用料の提案金額
6	その他追加提案等

(1) 会社概要について

- ・会社の概要と本業務についての基本理念について述べること。
- ・今回提案するサービスの導入実績について（様式2）とは別に述べることがあれば示すこと。

(2) 提案システムの機能について

- ・基本業務機能と、データ連携図を示すこと。
- ・(様式6)の審査資料(データセンター機能)について、その根拠となる資料を示すこと。
- ・本業務構築に関して、不可能もしくは条件付きで可能なことがある場合、その事と理由、市既存システム等変更別途かかる経費等特記事項を示すこと。
- ・データセンター冗長化の仕組みについて必要性と対策について示すこと。
- ・データセンターからLGWANへのアクセスポイントにかかる冗長化の仕組みについて示すことがあれば述べること。
- ・既存システムからコンビニ交付にいたる過程での外部ネットワークからの不正侵入などの防止策の仕組みについて示すこと。
- ・異動情報および新しい外字情報の即時連携の機能・仕組みについて述べること。

- ・発行抑止の仕組みについて示すこと。
 - ・データ連携において異常等の把握や対処方法について具体的に述べること。
 - ・アクセスログ取得や監視の機能について具体的に示すこと。
 - ・交付実績等統計情報機能について具体的に示すこと。また、戸籍 PDF 連携に関して、統計不可能なものがあればそれも記述すること。
- (3) スケジュールとプロジェクト体制等について
- ・本稼働までの全体スケジュールについて具体的に述べること。
 - ・構築業務作業における基幹および戸籍システムベンダーとの調整事項、調整時期、役割分担等を明記すること。
 - ・市職員にとって進捗状況が把握しやすい進捗管理の計画について示すこと。
 - ・本稼働までおよび稼働開始後の本市職員への支援内容および支援体制について述べること。
- (4) 保守運用について
- ・本業務システムが安定稼働し続けるための保守および運用計画について示すこと。
 - ・バージョンアップや法改正等に伴う改修費の考え方について示すこと。
 - ・保守体制におけるセキュリティ確保の考え方・仕組みについて示すこと。
 - ・障害発生に備えた体制および障害発生時の対応について述べること。
 - ・保守運用における市職員へのサポート体制・内容について述べること。
- (5) 提案金額について
- ・(様式 7) に本構築業務の範囲にかかる初期導入費用と内訳を記入し、内訳(様式任意)を添付すること。
 - ・(様式 8) にコンビニ交付サービス開始後 12 カ月分(平成 31 年 5 月から平成 32 年 4 月分)の経常費用(税込額)を記入し、内訳を添付(様式任意)すること。また、参考見積としてサービス開始後 60 カ月分の経常費用(税込額)について記入すること。
 - ・消費税及び地方消費税は 8%とする。
- (6) その他追加提案等について(様式任意)
- コンビニ交付システムを利用した有用な提案があれば、それを示すこと。(3点まで)
- その提案を事業化する場合の費用の内訳について具体的に示すこと。(※)
- また、法人として将来的にどのような展開を考えているかを述べること。
- (※) 有用な提案事業が自社でなく他社製品・サービスを活用する場合はその旨を示すこと。ただし他社製品・サービスを利用する場合は、その法人が本要領公表日現在において泉大津市入札参加資格者名簿の物品・役務提供に登録されている法人であることを条件とする。
- その他本システム構築業務委託の範囲にかかわらず、コンビニ交付サービス導入全体に係る経費等について特記することがあれば述べること。

12. 選定手順

参加資格を満たしたプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された7の（3）ア～エおよび10の（1）のア～キに掲げる書類により、一次審査（書類審査）を実施する。また、10の（1）ア～キに掲げる書類により二次審査（プレゼンテーション）を実施し、二次審査において最も優れた提案を行ったと認められる参加者を選定する。なお、二次審査に当たっては評価基準に基づき、評価するものとする。

（1）一次審査

上記により提出された書類について評価基準1～5において審査し、上位5者を選定する。ただし、企画提案書等を提出した者が5者以下である場合は、全ての者が二次審査に進むものとする。なお、得点と同じ場合は、提案金額の合計が低い者を上位者とする。

（2）一次審査結果の通知

ア 通知日：平成30年5月29日（火）

イ 通知内容：審査結果

ウ 通知方法：全ての参加者に書面写しをメールで通知し、同日付で原本を郵送する。

エ その他：審査結果に関する異議・問合せは、一切受け付けない。

（3）二次審査

一次審査により選定された参加者（以下「二次審査参加者」という。）は、次により本プロポーザルに係るプレゼンテーションを実施し、選定委員会の委員が評価基準に従い審査する。

ア 実施日：平成30年6月6日（水）

イ 場所等：場所及び時間は、一次審査結果と併せて通知する。

ウ 参加できる者：5名以内とする。プレゼンテーション会場に入室する人は、法人名を表示した衣類やバッジ等、法人名を特定できるようなものを身に着けないこと。また、パワーポイント等を利用する場合、その内容の中に法人名や会社名、ロゴマーク等、法人名を特定できるような表示をしないこと。

エ 内容：プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。

オ 持ち時間：準備5分、プレゼンテーション30分以内、質疑応答概ね20分、片付け5分とする。

カ 準備品等：プレゼンテーションに必要な機器等は、二次審査参加者が準備するものとするが、プロジェクタ、スクリーン及び電源は、市で準備する。

キ その他：プレゼンテーションに係る追加資料の提出は認めない。ただし、市が追加資料の提出を求めたものについては、この限りではない。

(4) 選定

①プロポーザルの審査は、選定委員会において、提出された業務提案書等を評価基準に基づいて審査する。選定委員会は、二次審査の結果、その合計点が最上位の者を最も業務を適切に遂行できる者と判断して受託候補者に選定し、併せて次点も選定する。得点と同じ場合は、評価項目の提案金額の得点の高い者を上位とする。更に提案金額の得点においても同点となった場合は、評価項目のシステム機能の得点の高い者を上位とする。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、選定委員会の議決により委託候補者を決定する。

②二次審査参加者全ての者の評価基準の番号1～4および6の評価項目の評点の合計が全選定委員による評価の一人当たり平均で550点を超えない場合は不調とし、改善点を伝えて再度選定委員会を開催し選定する。この際、新たな募集は行わない。

(5) 審査結果の通知

ア 通知日：平成30年6月8日（金）

イ 通知内容：審査結果

ウ 通知方法：二次審査参加者に書面で通知する。

エ その他：審査結果に関する異議・問合せは、一切受け付けない。

13. 選定結果の公表

選定委員会の会議は非公開とする。選定結果については、市ホームページ上で公表する。公表事項は、二次審査による受託候補者名及び各二次審査参加者の採点結果とする。なお、市において審査の結果等を公表するまで、二次審査参加者による第三者への公表は差し控えること。

14. 契約の締結

(1) 契約の方法

ア 12の(4)により選定された受託候補者と業務の詳細について交渉のうえ委託契約を締結する。なお、受託候補者の企画提案が無効になった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次点とした者と契約締結の交渉を行う。

イ 様式7および様式8の見積金額については、受託候補者選定のための評価資料の一部であり、実際の契約内容や金額については、受託候補者選定後に協議を行うこととする。

ウ 契約締結後においてもシステム構築業者(受託者)が本実施要領に規定する欠格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することが出来る。

(2) 契約内容

仕様書および提案書に基づいた業務内容とする。

ア 事業開始から平成 31 年 5 月 31 日までの「業務委託契約」をシステム構築事業者と締結する。

イ システム稼働から 5 年間の「システム利用契約(保守含む)」を地方自治法第 234 条の 3 に基づく 60 カ月の長期継続契約とし、本庁とシステム構築業者の間で締結する。

ウ 契約書の作成に要する経費は、受託事業者の負担とする。

エ 契約保証金については、契約金額（消費税等込）の 100 分の 10 に相当する額とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 現金の納付

(2) この契約による債務の不履行に生ずる損害をてん補する履行保証保険（定額填補特約付）契約の締結（※ただし、泉大津市財務規則第 116 条第 3 号に該当する場合は免除する。）

オ 支払方法

(1) システム構築費：本システム稼働後一括払い

(2) 利用料(保守費用含む)：本システム稼働の月から 5 年間。委託料の支払いは、毎月検査合格後請求に基づき適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

15. 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、失格となる。

- (1) 提案者の資格要件を満たさなくなった者
- (2) 企画提案書の提出が期限内になかった者
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (5) 本システムの根幹となる機能要件に対応できないと判断した場合。
- (6) 提案する金額が、当該業務の見積限度額を超えるとき。

16. 問合せ先

郵便番号：595-8686

住所：大阪府泉大津市東雲町 9 番 1 2 号

名称：泉大津市総務部市民課

電話番号：0725-33-1131（内線 2161）

(別紙) 泉大津市証明書コンビニ交付システム構築業務委託評価基準

番号	評価項目		評価事項	配点
1	会社概要	会社概要	会社の概要とシステムの円滑な導入に対する基本理念について	50
		今回提案するサービスの導入実績	今回提案するサービスの導入実績について	
2	提案システムの機能	基本業務機能	コンビニで証明書を発行するにあたり、本市が要求する基本的要件を実現するための具体的なシステムとその機能（データセンターを含む）	300
		冗長化の仕組み	データセンター冗長化の仕組みについて必要性和対策が記述されているか	
			サーバを設置するデータセンターから LGWAN へのアクセスポイントについて冗長化の仕組みが記述されているか	
		セキュリティ対策	外部からの不正侵入などの防止策がとられているか	
		既存システムとの連携	異動データの即時連携が可能な仕組みとなっているか。その仕組みが具体的に提案されているか。	
			基幹システムの文字と同様の字形が表現できる仕組みとなっているか。また、新規外字データの即時連携が可能な仕組みとなっているか。	
			DV 等支援措置等について、発行抑止ができる仕組みとなっているか。また、その仕組みについて具体的に提案されているか。	
			データ連携において異常等の把握・対処方法について具体的に示されているか。	
		運用管理システム機能	アクセスログ取得や監視の具体的機能が備わっているか。	
			保守端末において発行抑止の仕組みがあるか。	
交付実績等統計情報取得機能について、具体的な提案がされているか。				

3	システム構築スケジュール	プロジェクト体制	開発体制が十分確保できているか。 導入にあたり、本市職員への支援が適切であるか。	150
		スケジュール	本稼働までの全体スケジュールが具体的かつ適切で、実現可能であるか。 構築業務作業における基幹および戸籍システムベンダーとの調整事項、調整時期、役割分担が明記されているか。	
		プロジェクト管理	市職員にとって進捗状況が把握しやすい進捗管理が提案されているか。	
4	運用保守	セキュリティ管理	保守体制におけるセキュリティの確保は十分か。	150
		保守体制	本業務の保守体制が優れているか。長期にわたる運用計画が示されているか。	
			法改正等に伴う改修およびその費用について考え方が示されているか。	
		障害対応	障害発生時のサポート体制が迅速でかつ優れているか。	
サポート体制	市職員の負担軽減が考慮されているか。			
	システム稼働に向けた職員への操作研修、システムの運用に関する助言について具体的に提案されているか。			
5	提案金額	システム構築業務の提案金額	導入に係る金額	100
		クラウド利用料の提案金額	平成31年5月から平成32年4月までの金額	100
6	プレゼンテーション	提案全体を通して、本市における状況や事業主旨を把握し、システム構築目的の達成に向けての取組が提案されているか。事業者として、本業務に知見があり、事業遂行の意欲があるか。	100	
7	その他追加提案等	その他コンビニ交付システムを利用した有用な提案があるか。また、将来的にどのような展開を考えているか。 その他経費に関して特記すべきことがあるか。	150	

審査委員は、評価基準項番 1～7 の評価項目について、次のとおりそれぞれ A～E で 5 段階評価し評点を求める。

各項目の点を合算した評点を 1 審査委員の評点とし、審査委員の合計をもって二次審査参加者の評点とする。(最高点：審査委員数×1100点)

項番 1 から 4 及び 6 から 7

A	特に良い	配点×1.0
B	良い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

項番 5

配点(100点)×(最も低い見積金額/当該事業者の見積金額) 小数点以下切捨て
